

小林市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年3月17日

小林市監査委員 畠中 光男
小林市監査委員 坂下 春則

定期監査（後期）結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 畠中 光男

小林市監査委員 坂下 春則

3. 監査の対象

令和4年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。ただし、補助金及び交付金に関する事務については、令和3年度も対象とした。

〔総務部〕 総務課、危機管理課

〔総合政策部〕 企画政策課、地方創生課、健康都市推進室

〔経済部〕 農業振興課、畜産課、商工観光課

〔市民生活部〕 市民課、西小林出張所、ほけん課

〔健康福祉部〕 健康推進課

〔建設部〕 建設課、管財課

〔野尻庁舎〕 地域振興課、住民生活課、紙屋出張所、地域整備課

会計課

上下水道課

市立病院

4. 監査の実施期間

令和4年12月8日から令和5年3月13日まで

5. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (2) 支出事務は、関係法令に基づき適時、適正に処理されているか。
- (3) 契約事務は、関係法令に基づき適正に処理されているか。
- (4) 公金及び準公金の管理は、適正に行われているか。
- (5) 歳入歳出外現金の管理は、適正に行われているか。
- (6) 情報セキュリティ対策は、適正に行われているか。
- (7) 内部統制の充実強化は、図られているか。
- (8) 昨年度の定期監査において指摘した事項は、改善されているか。

6. 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係資料に基づき、監査委員が所属長及び主幹等から予算並びに事業の執行状況や所管業務等の説明を受け、質疑応答方式により実施した。

併せて、関係諸帳簿等の全部又は一部の照合及び実査を行った。

なお、ヒアリングについては、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策として、3密回避及び時間の短縮を図るため、事前質問書の送付や出席者の人数制限を行って実施した。

7. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていると認めた。また、会計課で保管されている基金及び有価証券について、通帳、定期預金証書及び株券の原本確認を行ったところ、適正に管理されていることを確認した。

各課における昨年度の指摘事項に対する改善状況を重点項目として確認した結果、全体的におおむね改善されていた。

しかし、今年度も一部に改善又は検討を要する事項が見受けられたので、指摘事項について全庁的な共有を図りながら、内容を十分に検討の上、必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

改善又は検討を要する事項については、以下のとおりである。

なお、軽微な事項については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

(1) 着眼点における指摘・要望事項

内部統制の充実強化について

地方自治法の改正により、市町村長（指定都市の市長を除く。）に対し、内

部統制に関する方針及び内部統制体制の整備について、努力義務が課され、令和2年4月から施行された。

ミスや事故を未然に防止する仕組みである「内部統制」は、特別なものではなく既に日常業務の中に仕組みとして存在しているが、機能させるためには、既に存在するルールをベースに、業務上に潜むリスクを管理するという視点で、ルールを随時見直しながら共有を図り運用していく必要がある。

一部の課においては、事務処理の改善が図られているものの、依然として、調定遅延、支出負担行為遅延、時間外勤務手当の支給誤り等の指摘事項があり、こうした状況は、職員の「関係法令及び財務関係諸規程」の基本的ルールの理解不足に加え、事務処理が担当職員に一任され、組織における確認不足及び進行管理の不備など、内部統制が十分機能していないことに起因するものと考えられる。

各課においては、他課の指摘事項についても今後起こり得る事例として受け止め、内容を十分に検討の上、必要な措置を講じられたい。また、管理職にあつては、事務処理の軽微なミスが重なり、結果として重大な事故の発生につながることを強く認識し、チェック体制の見直し及び複数人による実効性のあるチェックの実施、発生したミスの原因及び再発防止策の情報共有、職員への注意喚起など、事務処理誤りの早期発見、是正に向けた取組に努められたい。全庁的な内部統制の充実強化を望むものである。

なお、令和4年7月から勤務管理に係るシステムが本格稼働しており、出勤時間の打刻による勤務時間の管理及び休暇申請等、これまで複数の簿冊に分かれていた勤務管理が一元化されることとなった。また、今後、時間外勤務についてもシステム稼働する予定であるため、各課においては、総務課が作成しているマニュアルの内容を確認し、正しく理解するとともに、更なる適正な事務執行に努められたい。

不適切な文具の取扱いについて

公文書の取扱いにおいて、不適切な文具（砂消しゴム、消せるボールペン等）の使用が見受けられた。不適切な文具の使用は、基本的な事務処理の不備であり、職員の公文書の重要性に対する意識が希薄化していると言わざるを得ない。

不適切な文具の公文書への使用については、公文書作成の基本として、使用禁止の指導を徹底されたい。

(2) 各課における指摘事項 (◎は昨年度と同様の指摘事項)

総務課

- 雑入（助成金）の交付申請の決裁において、市長決裁を受けていないものが1件見られた。

危機管理課

- 雑入（助成金）の収入事務において、調定の時期が遅延（5か月以上）しているものが1件見られた。
- 補助金の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。
- ◎ 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が2件見られた。
- 時間外勤務命令簿において、命令を受けていないものが1件見られた。
- 旅行命令書において、旅行命令変更の処理に不備があるものが1件見られた。
- 県支出金の実績報告に係る決裁において、市長決裁を受けていないものが1件見られた。また、雑入（助成金）の交付申請に係る決裁において、市長決裁を受けていないものが1件見られた。
- 地域防災センター使用料の免除において、市長決裁にもかかわらず、課長決裁となっているものが1件見られた。
- 準公金である「小林市消防団」の出納事務において、金銭出納簿が作成されていないなかった。また、「宮崎県消防協会西諸支部」の出納事務において、準公金会計事務届出書が会計管理者に提出されていないなかった。

企画政策課

- ◎ 補助金の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが2件見られた。
- 時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが2件見られた。
- 時間外勤務命令簿において、不適切な文具（消せるボールペン）の使用が2件見られた。
- 週休日の振替及び休日の代休命令簿において、記入漏れが1件見られた。
- 準公金である「小林市自治公民館連絡協議会」の出納事務において、会費を窓口収納後に通帳へ速やかに入金すべきところ、入金が1週間以上遅れているものが2件見られた。リスク管理の観点から、速やかに入金処理をされたい。

地方創生課

- 雑入（広告料）の収入事務において、調定の時期が遅延（3か月以上）しているものが2件見られた。

- ◎ 報償費、需用費及び委託料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが3件見られた。
- 小林市農畜産物消費拡大推進協議会補助金の支出事務において、原則、精算払により交付することとなっているが、概算払で交付していた。交付の目的を達成するため、概算払を行う場合は、市長の決裁を受けられたい。
- 契約事務において、契約を締結していないにもかかわらず、支出負担行為書を作成していたものが1件見られた。また、業務委託契約書において、契約書に貼付された収入印紙に消印がないものが2件見られた。
- ◎ 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件、支給漏れが2件見られた。
- 時差勤務命令簿において、命令が時差勤務日の3日前までになされていないものが多数見られた。
- 在勤地内等旅行命令簿において、旅行命令を受けていないものが多数見られた。
- eスポーツ大会実施に係る現地視察の出張復命において、部長決裁にもかかわらず、課長決裁となっていた。また、復命書の原本を紛失していた。
- 備品台帳において、備品の登載漏れが1件見られた。
- 県補助金の内示通知において、市長決裁を受けていないものが1件見られた。
- 補助金の交付事務において、補助金の交付対象となる経費のうち、「その他市長が特に必要と認める経費」に該当するにもかかわらず、市長決裁を受けていないものが1件見られた。

健康都市推進室

- 特に指摘する事項は認められなかった。

農業振興課

- 雑入（立木補償金）の収入事務において、調定の時期が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。
- 借上料及び補助金の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが2件見られた。
- 旅行命令書及び旅行命令変更の決裁において、宿泊を伴う職員の旅行は部長決裁にもかかわらず、課長決裁となっているものが1件見られた。

畜産課

- 補助金の支出事務において、支出負担行為書の作成漏れが1件見られた。
- 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件見られた。
- 時間外勤務命令簿において、不適切な訂正（砂消しゴム）が1件、命令の確認を本人が行っているものが多数見られた。
- 貸与品台帳において、作業衣の登載漏れが1件見られた。

商工観光課

- 使用料の支出事務において、予算執行伺書の作成漏れが多数見られた。

市民課

- 国庫補助金の確定通知において、文書管理システムによる收受処理を行っていないものが2件見られた。

西小林出張所

- 特に指摘する事項は認められなかった。

ほけん課

- ◎ 使用料の支出事務において、予算執行伺書の作成漏れが1件見られた。
- 出納事務において、歳入歳出外現金で保管すべき現金を、金庫で保管したままになっているものが2件見られた。速やかに適正な処理をされたい。
- 県補助金の実績報告に係る決裁において、市長決裁を受けていないものが1件見られた。

健康推進課

- 時間外勤務手当の支給事務において、支給漏れが2件見られた。
- 週休日の振替及び休日の代休命令簿において、記入漏れが1件見られた。
- ◎ 備品台帳において、備品の登載漏れが4件見られた。

建設課

- ◎ 使用料及び賃借料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが3件見られた。
- 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件見られた。
- 休暇簿において、不適切な文具（消せるボールペン）の使用が1件見られた。
- 備品の管理において、備品シールの貼付漏れが2件見られた。
- 収入印紙の受払簿において、登載漏れが1件見られた。
- 準公金である「小林・えびの間道路改良促進期成同盟会」の出納事務において、準公金会計事務届出書が会計管理者に提出されていなかった。

管財課

- ◎ 国庫補助金の収入事務において、調定の時期が遅延（6か月以上）しているものが1件見られた。
- ◎ 借上料の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが1件見られた。
- 契約事務において、随意契約協議書の作成漏れが1件見られた。
- ◎ 備品台帳において、備品の登載漏れが1件見られた。

野尻庁舎 地域振興課

- 契約事務において、新たに再リース契約をすべきところ、変更契約により契約期間を延長しているものが1件見られた。

野尻庁舎 住民生活課

- 契約事務において、新たに再リース契約をすべきところ、変更契約により契約期間を延長しているものが1件見られた。また、契約に係る起案文書において、不適切な文具（消せるボールペン）の使用が2件見られた。
- ◎ 時間外勤務命令簿において、命令時間の記入漏れが1件見られた。
- 週休日の振替及び休日の代休命令簿において、不適切な訂正（砂消しゴム）が1件見られた。

紙屋出張所

- 特に指摘する事項は認められなかった。

野尻庁舎 地域整備課

- 財産使用料の収入事務において、調定の時期が遅延（4か月以上）しているものが3件見られた。
- 予算執行伺書において、支所長の決裁印漏れが1件見られた。
- 需用費の支出事務において、支出負担行為の時期が遅延（3か月以上）しているものが2件見られた。
- 契約事務において、新たに再リース契約をすべきところ、変更契約により契約期間を延長しているものが1件見られた。また、見積書において、決定印漏れが1件見られた。

会計課

- 特に指摘する事項は認められなかった。

上下水道課

- 時間外勤務手当の支給事務において、過支給が1件見られた。

市立病院

- 時間外勤務命令簿において、不適切な文具（消せるボールペン）の使用が多数見られた。